

令和5年 第2回 まんのう町議会臨時会

まんのう町告示第183号

令和5年第2回まんのう町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年11月24日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和5年12月1日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和5年第2回まんのう町議会臨時会会議録（第1号）

令和5年12月1日（金曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 15名

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
7番 川 西 米希子	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
14番 大 西 豊	15番 川 原 茂 行
16番 白 川 正 樹	

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

12番 松 下 一 美	14番 大 西 豊
-------------	-----------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局係長 横 関 智 之

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 長 森 正 志
教 育 長 井 上 勝 之 総 務 課 長 朝 倉 智 基

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	河野正法
税務課長	黒木正人	住民生活課長補佐	丸山晃弘
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	松本学
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	國廣美紀
琴南支所長	柴坂学	仲南支所長	小縣茂
学校教育課長	川原涼二	生涯学習課長	亀井真治

○白川正樹議長 おはようございます。

住民生活課課長公務のため、丸山課長補佐が出席しておりますので、御報告いたします。
ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回まんのう町議会臨時会を開会いたします。

招集者であります町長の御挨拶をお願いします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 皆さん、おはようございます。

まず、このたびの仲多度南部消防組合の不祥事につきましては、町民の皆様、議会の議員の皆様方に大変御心配と御迷惑をおかけいたしましたこと、消防組合管理者として深くお詫び申し上げます。二度とこのようなことが起こらないように、今後周知徹底してまいりますのでよろしくお願いいたします。

今日から師走、朝の寒さに冬の到来を実感いたしましたところでございます。

本日、令和5年第2回まんのう町臨時議会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともに大変お忙しい中、御参集を賜りましてありがとうございます。

本議会に上程させていただいておりますのは、議案4件でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、常包英希君。

○常包議会事務局長 御報告申し上げます。

町長より、地方自治法第149条の規定に基づくまんのう町職員の給与に関する条例の一部改正ほか3件の議案の提出がありました。

以上で議会報告を終わります。

○白川正樹議長 議会報告を終わります。

日程第 1 議会運営委員会報告

○白川正樹議長 日程第 1、本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、川西米希子君。

○川西米希子議会運営委員長 議会運営委員会の御報告を申し上げます。

1 1 月 2 7 日、全員協議会室におきまして、議会運営委員会の委員全員、議長、執行部同席の下、第 2 回まんのう町議会臨時会の運営につきまして慎重に審議をいたしましたので、その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配布されております議事日程第 1 号について、御説明を申し上げます。

日程第 1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定 本日 1 日間といたします。

日程第 4 議案第 1 号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について 即決でお願いいたします。

日程第 5 議案第 2 号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について 即決でお願いいたします。

日程第 6 議案第 3 号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について 即決でお願いいたします。

日程第 7 議案第 4 号 まんのう町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について 即決でお願いいたします。

以上の日程で意見の一致を見、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○白川正樹議長 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 6 条の規定により、議長において、1 2 番、松下一美君、1 4 番、大西豊君を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○白川正樹議長 日程第 3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、会期は１日間と決定いたしました。

日程第４ 議案第１号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第４、議案第１号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第１号の、まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

令和５年の香川県人事委員会勧告に基づく他の地方公共団体の職員との権衡等を考慮し、初任給調整手当、期末勤勉手当及び給料表の改正を行うものでございます。

概要といたしましては、第１表の第１８条関係として、初任給調整手当の上限額を月額４１５，６００円に改正を行い、第２０条関係として、令和５年１２月に支給する期末手当の一般職の支給率を１００分の１２５に改正し、併せて再任用職員について１００分の７０に改正を行うものであります。

同様に、第２１条関係として、令和５年１２月に支給する勤勉手当の一般職の支給率を１００分の１０５に改正し、併せて再任用職員について１００分の５０に改正を行うものであります。

また、第４条関係、別表第１及び別表第２として、令和５年４月１日に遡及して、行政職給料表及び医療職給料表の引上げ改正を行うものであります。

次に、施行日が令和６年４月１日となっております第２表として、令和６年６月及び１２月に支給する期末手当の一般職の支給率を１００分の１２２．５に改正し、併せて再任用職員について１００分の６８．７５に改正を行うものであります。

同様に、勤勉手当の一般職の支給率を１００分の１０２．５に改正し、併せて再任用職員について１００分の４８．７５に改正を行うものでございます。

なお、タブレットの臨時会関係、令和５年、第２回臨時会フォルダの中に、補足資料として、香川県人事院勧告抜粋をアップしておりますので、お目通しください。

以上、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

６番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 香川県人事院勧告に沿った運用ということで、何ら反対するものではありませんけれども、ちょっと内容を理解しておきたいと思います。補正予算で出てく

るんでしょうけれども、この改定を行うと総額いくら上がって何人の職員が対象になるのか、それを教えてください。そして、財政上どのような影響があるのか。

ということかというんですね、決算報告に人件費比率出してくれてますよね。あれが0.何%上がるんか、1%上がるんか、その程度を承知したいということでもあります。

そしてですね、決算総額の何%いうても、公共事業とかがあったらあんまり意味をなさないので標準財政規模に対して何%なんか。今すぐ手元になればタブレットで答えるでもそれは構いませんけど、財政に占める影響度を承知したい、ということでもあります。

それからですね、もう一点は、再任用職員が増えてると思うんですけど、それが全一般行政職の中で何%、何人いて何%占めるのか、この機会に伺っておきたい。再任用をして豊かな経験を持った職員に力量発揮してもらうのは後進のためにも非常にいいことなんで、それはいいんですけど、その程度ものも考えないかなと思うわけで、それをお伺いしたいです。

以上、御答弁願います。運用上工夫してる、このように工夫するということがあれば併せてお願いします。

○白川正樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 ただいまの竹林議員さんの御質問にお答えします。

まず一般職の給料表はですね、その改定率が昨年度は行政職0.3%でございましたが、今回は0.83%でございます。そのまま改定率が上がっての運用になります。なお、先ほど町長より説明させていただきましたとおり、令和5年4月1日に遡及しての引上げ改正となります。給料表改定金額としましては、全体で約870万円増額の試算となっております。

次に、期末勤勉手当につきましては、年間0.1月分引上げという改定でございまして、この改定に伴い増加するのは、全体で219名が対象でございますが、約1,425万円増額となっており、先ほどの給与、ボーナス合わせますと約2,296万円増となる試算でございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、標準財政規模のパーセンテージですけども、現在手元に資料がございませんので、またタブレットのほうに、12月議会の定例会中にアップしておきたいと思いますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、人件費につきましては、約20億円が決算規模となっております。これは一般職員と会計年度任用職員合わせまして約20億円がまんのう町の現在の決算額でございますので、その辺も併せて御理解いただいたらというふうに思います。

次に会計年度任用職員の話でございますけれども、現在人数が283名となっております。一般職より多いという形になってございます。特に教育関係の、こども園の会計年度任用職員が多い状態であるので、その辺御理解いただいたらと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 会計年度任用職員の割合が非常に大きいわけですし、これを改善していく中長期計画が要るのではないのかなと。あまりにも会計年度任用職員の割合が高いのは責任を全うする上でいかなものかと思うわけであります。まあ退職年齢とか年齢階層とかいろんな種々あるんで、10年、20年かけて、ある方向に持っていくというそのプランを立てることを要望しておきます。町長いかがでしょうか。

○白川正樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 竹林議員さんの御質問にお答えします。

確かに会計年度任用職員につきましては283名ということで、非常に多い数値、正規職員を上回る数値となっております。今後プランを立てまして、その283名をどうしていくのか、そしてどういうふうに人件費を抑制していくのか、それを中長期財政計画の中での的確にプランニングをしまして対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

なお、定年延長という問題がございます。定年延長ですね、2年間に1歳ずつ引き上げられるということでございまして、我々が辞める頃には65歳まで勤めなければならないという状態になっております。その辺の定年延長の関係、正規職員の関係と会計年度任用職員の関係、その人数等々をですね、計画を立てて、的確にプランニングしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○白川正樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 非常に重要な問題でありまして、私はいたずらに人件費を縮減したらいいとは思っておりません。住民に対するサービスを行い、施策遂行するのは職員でありまして、それが必要な人間はいると思いますし、日々の日常の業務に忙殺されて次の構想を練ることが、作戦を立てることができないような組織体制では困ると。そんなふうに思っております。

そしてですね、もう一つは、15年たったら1万2,000人台の人口になるわけで、これは地方交付税が今44億円あるのが三十六、七億円になりゃあせんのかなと。

○白川正樹議長 竹林議員。

○竹林昌秀議員 で、人口に関してですね。

○白川正樹議長 竹林議員。

○竹林昌秀議員 職員数が決められますから、人口減少に対する配慮もいることを申し添えます。

○白川正樹議長 質問をお願いをいたします。

○竹林昌秀議員 以上。職員の運用に関することであって、皆で課題意識を共有したいです。以上、お願いします。答弁結構です。

○白川正樹議長 議長が言ったら止まってくださいね。

○竹林昌秀議員 議長は発言を促すのが議長でありまして、発言を制約するのが議長とは私は思っておりません。

○白川正樹議長 議案第1号に関しての質問をお願いしていましたね。

ほかに質疑はありませんか。

大西豊君。

○大西豊議員 竹林議員が、私も質問しようと思ったこと大体全部言うてくれたんで、今初めて私も、人件費が約20億円ということは、まんのう町の税収が大体同じぐらいです。普通の企業やったら成り立っていきません。これは仕組みが違うкинそれは別として、初めて数字を言っていたんで勉強になりました。これに関して本日の会議は1日、即決でありますので、本当に幼稚な質問かも知れませんが、お願いいたします。

今、現在、課長のほうから部分的に職員の数を言っていましたでしたが、我々、多分全体の職員を知らなかったと思うんです。私も令和4年4月から監査員になって、そのとき初めて知った数字は、正規職員が211名です。当初、合併のときにはこのぐらいに減らすということで、ある議員はこれでは少なすぎるということを言われましたが、私にある手元の数値では、正規の職員が211名、再任用職員が5名、任期付職員が7名、会計年度任用職員が273名、合計496名です。先ほど、竹林議員の質問に対して、会計年度任用職員が283名ということだったので、令和4年度より相当多くなっております。自ずと、先ほど言ったように、今回挙げただけで2,000万円近くのコストが要ようになります。そういう中で、再度、私の手元にありますは、令和4年4月1日現在の職員数、正規の職員、再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員の496名であります、今日現在の職員数、各項目について報告をいただきたいと思います。

○白川正樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 ただいまの大西議員さんの御質問にお答えいたします。

大西議員さんがおっしゃったのは令和4年4月1日現在で、正規職員が211名、再任用職員が7名、任期付職員が5名、そして会計年度任用職員が273名、合わせて496名であったと思います。現在最新の情報でございますけれども、令和5年ですね、先ほど私が答弁したのは、正規職員、再任用職員、任期付職員、合わせまして219名でございます。で、会計年度任用職員が283名という形に現在のところとなっておりますのでよろしく願いいたします。以上です。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 町長にお伺いします。適正な職員の数、先ほど竹林議員も人口減少時代の中において、どう思うかということに対して、課長のほうから答弁ありましたが、町長のほうから答弁をいただきたいと思います。

合併当初は、人員を減らせ減らせということでありましたが、私も去年の、令和4年の4月1日現在で496人ということが出て、本当に、監査に入って初めて聞いて本当にびっくりいたしました。町長の考えをお伺いします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員さんの質問にお答えいたします。

今の人数が適正かどうかということでございますが、合併当初より、いろんな業務が多種多様化しております。そういった住民のニーズに的確に対応するためには、今の人数が適正であるというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 先日、我々議員も県のほうで職員研修しました。そういう中で、報連相という、昔、1期目の議員の人はそういうことをよく使う言葉ですが、そういうことであれば、情報を報連相、執行者内だけでなくして、議会に対しても報連相をしていただきたいと思います。やはり情報がなければチェックできませんので。今町長初めて、適正な人数と言われましたので、私もそういう立場で、また取り組んでいきたいと思います。

それと、言うて構いませんか。関連して。

○白川正樹議長 はい。

○大西豊議員 この、第1号議案では、まんのう町の職員の給与に関する一部改正について、この中で給与表、期末勤勉手当改正を行うものであって、4月に遡ってということがうたわれております。そういうことでありますので、もう少し、突っ込んで聞きたいと思います。これはプラスの要因、標準化するということであると思いますが、もし、これ、今いう、509名と僕はお聞きしとったんですが、その職員が、例えばですよ、前回のように公金横領みたいになったときの、通常、職員を採用するときには保証人をつけとると思います。そういう中で、そこら辺についての、もし、こういう事故があった場合は、誰が責任取るんか。例えば、再任用職員であれば、その時点で、再度とるのか。そこら辺について伺います。

○白川正樹議長 執行部、答弁お願いいたします。

総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 大西議員さんの御質問にお答えします。

会計年度任用職員につきましては、保証人というものが現在はありません。個人との契約になっておりますので、それで1年ごとという形で契約を結んでおります。保証人というものはございません。正規職員につきましては、私ども、私もそうなんですけれども、入るときには保証人というものがついておりまして、その方をお願いをして提出するという形になっておりました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 そういうことで、今回弁済されんで困つとんどでしょう。まだ決着ついてないんでしょう。再任用職員、まあ言ったら定年になって、延長の分ですよ。その人の契約はどなんなつとんどですか。

○白川正樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 大西豊議員さんの御質問にお答えします。

現在は再任用職員というものでございますけれども、それはそのまま継続しております。

来年から定年延長になりますので、定年延長になりましても、定年延長ということは、もう同じ職員でずっとあるという形になりますので、その保証人のほうもそのまま引き継ぐという形になろうかと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 今、そのまま保証人が続くということでございましたけど、この場合の事件については、保証が続いてないんでないですか。取れないから、今、困っとんでないですか。町長にお伺いします。

○白川正樹議長 大西議員、議案第1号に関しての質疑をお願いいたします。

○大西豊議員 いや、関連しとるやない。こんだけの人の月額上げますよ言うたやない。ほんで今日即決で。どこを見てくれますか。ちょっと言います。

今日1日即決いうてしとんでしょう。我々はその詳しい質問を、傍聴も行けんし、付託もしてないんですよ。今、まんのう町一番、この前議会報告会行ったときも、公金横領について質問がありましたよ。やっぱり住民の、反映すんのが、僕は議会だと思います。

今、総務課長は継続しております。しかし実態は継続しておりません。継続しとんやったら返してもらわないかんのや、保証人から。それを悩まないかんようなことがあったら大変ですよ。みんな真剣に考えてくださいよ。この前の事件はトップの責任なんですよ。トップの。判断ミスなんですよ。議長、そのぐらい言うてください。普通の会社やったらもう、会社潰れますよ。

○白川正樹議長 ちょっとここで休憩をいたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時13分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員さんの再質問にお答えいたします。

過去も現在も同じですが、それぞれ新しく職員を採用したときには身元保証書というのをきちんと取って、保証人がついております。ただ、今回の横領事件に関しましては、平井弁護士さん、弁護士の方とも十分相談したんですが、この事件につきましては、保証人には責任がないということで、それを基に、今返済計画を立てておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 ほかに質疑は。

大西豊君。

○大西豊議員 栗田町長が今言う、弁護士さんいうたら民間の人じゃわな。それを信用してするということを重く受けときます。

そしたら、今回の、条例の変わることによって、例えばですよ、不祥事が発生した場

合、過去においてでも、新聞に載ったような事件、セクハラとか、盗撮とか、交通事故等はよく聞きますけど、そういうときには、こういう、今、案件に入っております、ボーナスまで上がるようになってんですけど、その職員に対する評価は反映されるんですか。

○白川正樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 大西議員さんの御質問にお答えします。

昨日の仲多度南部消防のほうの不祥事でも同じですけれども、職員が不祥事を起こした場合、事故でありますとかいろんな事件を起こした場合にはですね、懲戒処分というのがあります。給料が、例えば3か月10分の1引かれるとか、6か月停職になるとか、そういう形で懲戒処分を受ければですね、給料のほうは、なくなったり減額されたりという形になりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 分かりました。

だけど我々の議会の中でもな、先日、町村議会議長会の、先ほど言いましたけど、講演の中でも、若い、エリートの人でしょう、そういう方がやっぱり、昔から分かっとうことですけど、特に1期目の議員の人が、いろいろ住民にアピールするときに、報連相いうことをよく使います。報告、相談、連絡、そういうことを執行者が我々にな、報告してくれなかったら、チェックできないんですよ。そのことについては今後、今までの報告あったこともあるけど、するんですかしらないんですか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員さんの質問にお答えいたします。

その都度その都度いろんな問題がありますが、報告すべきものは報告していきたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 分かりました。

それ今、全部ではない言うけど、例えばですよ、交通事故。交通事故を起こした場合、そういうことも対象になるんですか。100ゼロの場合。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員さんの再質問にお答えいたします。

交通事故でもいろんな程度の交通事故がありますので、その交通事故の程度によって反映される場合、また報告させていただく場合もございますのでよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 程度とかそんな濁さんで、報連相いうことをさっき言ったと思う。例えばですよ、100ゼロいうことは一方的に、他人に迷惑したり、公用車を壊したり、例えばな、40万円と50万円要ったんは対象内なん、外ですか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほども申しましたように、その事故の度合いとか、いろんな場合で想定をして、それが議会に報告すべきものときは報告させていただきたいと思います。

○白川正樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 具体的に言うたんやから、それは答弁してもらわな困るわ。例えば一方的な事故ですよ。100ゼロの場合。例えば40万円とか50万円要った場合ですよ。それはどっちになるんですか、イエスかノーか言うてください。100ゼロで一方的に悪い場合ですよ。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほども申しましたように、その事故が100ゼロ、例えば物にぶつけた、ということはこれ多分100ゼロになると思いますが、それもその事故の大きさ、程度によって、議会に報告すべきものはしてまいりたいと思います。

○大西豊議員 議長、ちょっと待ってください。具体的に金額言うとなんやきん。40万円も50万円も要ってな、程度によって程度に、こっちが一方的に悪いんですから。それに対してはそうでしょ。迷惑かけさせとく、複数おき、何でっても、町長2人違うんやきん。

○白川正樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 大西豊議員さんの御質問にお答えします。

懲戒処分の中にですね、交通事故及び交通違反に係る処分基準というのがございます。またこちらのほうアップしたいと思うんですけども、その基準に基づいて、また御報告するような形にさせていただきたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 ちゃんと事例を挙げて言うとなんですよ。何人もの人に迷惑かけとんですよ。1時間も1時間半も遅らされて。恐らく報連相ができとらんと思いますよ。私、想像するにな。何のために、今度からもう、研修、みんな行かんかったらええ、それせんのやったら、執行者は。あえて幼稚な言葉、報連相。内々だけの報連相もできとらんし、議会に対しても報連相ができとらんのでしょう。僕ここまで言おうとは思わんのやけど、先ほどの責任について、継続してますということで、もう、二枚舌のようなこと言われたら弱るわ、普通民間でやったらそういうこと、100ゼロやったら一方的に迷惑かけとんやったら、それに関係しとる人も、1時間も1時間半も、何ちゃ知らされず迷惑かけとんですよ。お金だけでないですよ。基本のことができとらんと思いますよ。課長に答弁ささんと、町長、今、知っとんやったら今、知つとる範囲でも。

それともう一つは、今、車の中にはドライブレコーダーがついとんですよ。ドライブレコーダー。それと、検知器もあるんですよ。私は総務委員会のときに、一応、ドライブレコーダーまで言いませんでしたけど、検知器はな、買うばかりでは意味ないんですよ。それは誰かが、第3者のもんがチェックせななんたら同じようなことが起きるんですよ。

そら、誰も事故起こそうと思って起こす人はないと思いますよ。しかし現実には起こって、迷惑しとる人たくさんおる、金額以上に。晩暗くなるまで外で待たされて、理由も言わずに。町長恐らく今知ったんやと思いますよ。タブレット見よる。そんなこといきません、報連相ができとらんや。執行部、前回の公金横領についてでもな、それができてなかったきん。町長が答弁せないかんわこれは。議長、それは頼んでくださいよ。そのぐらい僕、簡単な……。

○真鍋泰二郎議員 議長。

○白川正樹議長 1 番、真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 議事の整理のために、一旦休憩の動議をしたいと思いますが。

○白川正樹議長 それでは、暫時休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 24 分

再開 午前 10 時 36 分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西議員さんの再質問にお答えいたしたいと思います。

公用車の運転につきましては、十分安全運転でいくように職員にも周知徹底をしていきたいと思っています。

また、今回の事故につきましては、私のほうへも事故報告書が出てきて決済を押したところであります。また、これにつきましては一応保険対応で修理をしたということでございます。ケースバイケースによりますが、その事案によって、議会に報告すべき事故のときには、きちっと報告をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 1 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 1 号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正についての件

を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第5、議案第2号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第2号の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

本、一部改正は、一般職の期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げを提言した人事院勧告の趣旨等を踏まえ、特別職の期末手当率の引上げ改正を行うものであります。

概要といたしましては、第1表の第5条第2項関係として、令和5年12月支給分を100分の172.5に改正を行うものであります。

次に、施行日が令和6年4月1日となっております第2表として、令和6年6月及び12月支給分を共に100分の167.5に改正を行うものでございます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第2号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する

る条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第6、議案第3号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第3号の、まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

本、一部改正は、一般職の期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げを提言した人事院勧告の趣旨等を踏まえ、期末手当率の引上げ改正を行うものでございます。

概要といたしましては、第1表の第5条第2項関係として、令和5年12月支給分を100分の172.5に改正を行うものであります。

次に、施行日が令和6年4月1日となっております第2表として、令和6年6月及び12月支給分を共に100分の167.5に改正を行うものでございます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第3号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

の一部改正についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 まんのう町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第7、議案第4号 まんのう町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第4号の、まんのう町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

本、一部改正は、人事院勧告及び香川県人事委員会勧告に基づく国家公務員や他の地方公共団体の職員との権衡等を考慮し、任期付職員の給料表の改正を行うものでございます。

概要といたしましては、第1表の第7条関係として、令和5年4月1日に遡及して、任期付職員の給料表の引上げ改正を行うものであり、現在防災アドバイザーが対象となっております。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第4号 まんのう町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部

改正についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて、令和５年第２回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前１０時４７分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 5 年 1 2 月 1 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員